

## 弁護士互助年金規程

(昭和四十四年五月二十四日会規第十六号)

全部改正	昭和六一年	五月三一日
改正	平成 七年	五月二六日
同	八年	二月二二日
同	一二年	三月二四日
同	一三年	五月二五日
同	一九年一二月	六日

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 本会は会員の老後の生活安定を図るため、この規程及び別に定める弁護士互助年金規則(以下規則という。)並びに互助年金・福祉厚生委員会規則の定めるところにより弁護士互助年金(以下年金という。)事業を行う。

#### (加入)

第二条 会員はすべて年金に加入することができる。  
(脱退)

- 1 -

第三条 加入者が年金給付開始前に会員の資格を喪失したとき又は規則に定める事由が発生したときは、年金から脱退する。ただし、資格の喪失が規則の定める事由に該当する場合は、申出により引続き年金に加入することができる。

#### (会計)

第四条 年金に関する会計は特別会計とし、その年度は本会計に準じる。

#### (年金資金)

第五条 年金事業に要する資金は、左の収入をもってこれに充てる。

- 一 加入者の拠出金
- 二 年金資金として收受した寄付金
- 三 年金資金の運用保管によつて生じる剰余金

#### (年金資金の運用)

第六条 年金資金は、効果的な運用と確実な保管を行わなければならない。

#### 第二章 年金の種別及び拠出金

#### (種別)

第七条 本会の行う年金をA種及びB種の二種とする。

- 2 -

(A種年金)

第八条 A種年金の加入者は、年金給付開始の前月まで、毎月一口五千円を単位として拠出して年金の給付を受けることができる。

(B種年金)

第九条 B種年金の加入者は、前条の年金給付開始前まで、毎年四月及び十月に一口十万円を単位として拠出して年金の給付を受けることができる。

(年金の選択、加入口数)

第十条 会員は前二条の年金のいずれにも、また何口でも加入することができる。ただし、B種年金の加入は、A種年金の加入を条件とする。

2 加入者は前項の加入口数を増減することができる。

第三章 給付

(給付の種類)

第十一条 年金の給付は次の七種とする。

- 一 普通年金給付
- 二 減額年金給付
- 三 遺族年金給付

- 3 -

四 年金一時払金給付

五 打切一時払金給付

六 脱退一時払金給付

七 遺族一時払金給付

(普通年金給付)

第十二条 加入者が六十六歳以降年金の給付を申出たときは、申出月の翌月一日以降終身、普通年金を給付する。

(減額年金給付)

第十三条 加入者が六十歳以降六十六歳に達するまでの間に年金の給付を申出たときは、申出月の翌月一日以降終身、減額年金を給付する。

(遺族年金給付)

第十四条 加入者が給付開始後十五年以内に死亡したときは、給付開始の月から通算十五年に達するまで、第十条の承継受取人に対し遺族年金を給付する。

(年金一時払金給付)

第十四条の二 年金受給者が給付開始後十五年以内に、年金に代えて一時払金の請求をしたときは、年金一時払金を給付する。

2 年金一時払金を受領した者が給付開始後十五年を超えて生存した場合は、第十二条又は第十三条の年金を給

- 4 -

付する。

(打切一時払金給付)

第十五条 第十四条の承継受取人が、給付開始後十五年以内に年金に代えて一時金の請求をしたときは、打切一時払金を給付する。

(脱退一時払金給付)

第十六条 加入者が第十二条又は第十三条の給付開始前に年金から脱退したときは、脱退一時払金を給付する。

(遺族一時払金給付)

第十六条の二 加入者が第十二条又は第十三条の給付開始前に死亡により年金から脱退したときは、第十七条の承継受取人に対して遺族一時払金を給付する。

(承継受取人)

第十七条 加入者は加入者が死亡した場合の第十四条、第十五条及び第十六条の二の給付の受取人を指定しなければならぬ。

2 前項の指定受取人はこれを変更することができる。

3 加入者が死亡したときに指定受取人がない場合の受取人は、加入者の相続人とする。

4 指定受取人が受給権を取得した後死亡した場合の受取人は、指定受取人の相続人とする。

- 5 -

5 前二項の場合、相続人が二名以上あるときは、そのうちから代表者一名を定めなければならない。

(譲渡質入の禁止)

第十八条 本章に定める給付を受ける権利は他に譲渡又は質入することができない。

附 則 (昭和六一年五月三十一日全部改正)

1 この改正規定は、昭和六十一年五月三十一日から施行する。

2 この規程の施行の際現に存するC種年金については、なお従前の例による。

附 則 (平成七年五月二六日改正)

1 第八条、第九条、第十一条乃至第十三条及び第十四条の二乃至第十七条第一項の改正規定は、理事会の定める日(平成七年六月十六日)から、第十条の改正規定は、平成十年四月一日から施行し、改正後の第八条、第九条、第十一条乃至第十三条及び第十四条の二乃至第十七条第一項の規定は、平成七年四月一日から溯つて適用する。

2 この規定の施行の際現にA種年金、B種年金の給付を受けている者については、なお従前の例による。

附 則 (平成八年二月二二日改正)

- 6 -

第一条及び第四章の改正規定は、平成八年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年三月二四日改正）

第九条の改正規定は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二三年五月二五日改正）

第一条の改正規定は、平成十三年七月一日から施行する。

附 則（平成一九年二月六日改正）

第一条の改正規定は、平成二十年四月一日から施行する。